

## 1 ごみ処理の現状と課題

東部知多衛生組合を構成する大府市、豊明市、東浦町及び阿久比町（以下「2市2町」という。）における家庭系ごみ（環境省及び愛知県のデータで表記されている「生活系収集ごみ」同義。以下同じ。）の現状と課題は次のとおりです。

### (1) 家庭系ごみ量の現状と課題

#### ① 2市2町の家庭系ごみ量の推移

2市2町における家庭系ごみの推移は表1のとおりで、表1中で使用した文言の定義は次のとおりです。

生活系収集ごみ量の総計＝収集ごみ量+直接搬入ごみ量
人口：各年10月1日現在の住民基本台帳人口
収集ごみ量＝可燃ごみ+不燃ごみ+資源ごみ+その他+粗大ごみ
1人1日当たりの量＝生活系収集ごみ量の総計÷人口÷365日

なお、2市2町のデータは、愛知県の「一般廃棄物処理事業実態調査」に掲載されたデータを使用しました。

生活系収集ごみ量の総計では、2市2町の合計は平成22年度の60,271tに対し、平成26年度は58,501tであり、2.9%の減となっています。

2市2町個々では、平成22年度と平成26年度を比較した場合、大府市、豊明市及び東浦町は減少していますが、阿久比町は増加しています。

人口では、2市2町の合計は平成22年度の230,846人に対し、平成26年度は235,456人であり、2.0%の増となっています。

2市2町個々では、平成22年度と平成26年度を比較した場合、大府市、東浦町及び阿久比町は増加していますが、豊明市は減少しています。

収集ごみ量（生活系収集ごみの総計－直接搬入ごみ量）では、2市2町の合計は平成22年度の58,647tに対し、平成26年度は56,807tであり、3.1%の減となっています。

2市2町個々では、平成22年度と平成26年度を比較した場合、大府市、豊明市及び東浦町は減少していますが、阿久比町は増加しています。

収集ごみ量のうち可燃ごみでは、2市2町の合計は平成22年度の40,484tに対し、平成26年度は41,296tであり、2.0%の増となっています。

2市2町個々では、平成22年度と平成26年度を比較した場合、2市2町とも増加しています。

収集ごみ量のうち不燃ごみでは、2市2町の合計は平成22年度の1,804tに対し、平成26年度は1,533tであり、15.0%の減となっています。

2市2町個々では、平成22年度と平成26年度を比較した場合、2市2町とも減少しています。

1人1日当たりの量では、2市2町では平成22年度の715g/人・日に対し、

平成 26 年度は 681g/人・日であり、4.8%の減となっています。

2市2町個々では、平成 22 年度と平成 26 年度を比較した場合、2市2町とも減少しています。

これらのことから平成 22 年度と平成 26 年度を比較した場合、2市2町において、人口が 2.0%増加しているにもかかわらず、生活系収集ごみ量の総計は 2.9%減少しているので、着実にごみの減量化が進んでいると言えます。

1人1日当たりの量からも、2市2町では 4.8%減少しているので、ごみの減量化が進んでいると言えます。

しかしながら、収集ごみ量のうち、可燃ごみと不燃ごみに分けて見ると、不燃ごみは2市2町では 15.2%と大幅に減少しているものの、可燃ごみは 2.0%の増加であり、これは人口の伸びと同じであることから、可燃ごみについては、ごみの減量化が進んでいないことがわかります。

したがって、生活系収集ごみのうち、特に可燃ごみについては更なる減量化の取組を行う必要があると言えます。



【表1】 生活系収集ごみ量の推移  
大府市

年度		22	23	24	25	26
生活系収集ごみ量の総計	t/年	22,738	22,720	22,759	22,805	22,516
人口	人	85,912	86,464	87,446	88,350	88,971
収集ごみ量	t/年	21,982	21,937	21,978	21,986	21,679
うち可燃ごみ	t/年	15,127	15,390	15,481	15,614	15,632
うち不燃ごみ	t/年	742	770	720	711	686
直接搬入ごみ量	t/年	756	783	781	819	837
1人1日当たりの量	g/人・日	725	718	713	707	693

豊明市

年度		22	23	24	25	26
生活系収集ごみ量の総計	t/年	17,396	17,086	16,966	16,661	16,446
人口	人	68,811	68,567	68,419	68,521	68,445
収集ごみ量	t/年	16,947	16,638	16,477	16,191	15,971
うち可燃ごみ	t/年	11,347	11,364	11,405	11,330	11,382
うち不燃ごみ	t/年	501	501	503	450	433
直接搬入ごみ量	t/年	449	448	489	470	475
1人1日当たりの量	g/人・日	693	681	679	666	658

東浦町

年度		22	23	24	25	26
生活系収集ごみ量の総計	t/年	12,932	12,681	12,768	12,611	12,245
人口	人	50,192	50,170	50,149	50,261	50,289
収集ごみ量	t/年	12,601	12,344	12,416	12,280	11,909
うち可燃ごみ	t/年	8,996	9,026	9,079	9,067	9,004
うち不燃ごみ	t/年	324	351	355	320	274
直接搬入ごみ量	t/年	331	337	352	331	336
1人1日当たりの量	g/人・日	706	691	698	687	667

阿久比町

年度		22	23	24	25	26
生活系収集ごみ量の総計	t/年	7,205	7,303	7,522	7,472	7,294
人口	人	25,931	26,599	27,058	27,270	27,751
収集ごみ量	t/年	7,117	7,217	7,388	7,411	7,248
うち可燃ごみ	t/年	5,014	5,182	5,152	5,229	5,278
うち不燃ごみ	t/年	237	237	208	165	140
直接搬入ごみ量	t/年	88	86	134	61	46
1人1日当たりの量	g/人・日	761	750	762	751	720

2市2町計

年度		22	23	24	25	26
生活系収集ごみ量の総計	t/年	60,271	59,790	60,015	59,549	58,501
人口	人	230,846	231,800	233,072	234,402	235,456
収集ごみ量	t/年	58,647	58,136	58,259	57,868	56,807
うち可燃ごみ	t/年	40,484	40,962	41,117	41,240	41,296
うち不燃ごみ	t/年	1,804	1,859	1,786	1,646	1,533
直接搬入ごみ量	t/年	1,624	1,654	1,756	1,681	1,694
1人1日当たりの量	g/人・日	715	707	705	696	681

出典：一般廃棄物処理事業実態調査（愛知県）

## ② 東部知多衛生組合地域循環型社会形成推進計画(第2期)の目標値との比較

東部知多衛生組合は、平成 27 年 12 月に平成 28 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日までの 7 年間を計画期間とする「東部知多衛生組合地域循環型社会形成推進計画(第 2 期)」(以下「組合計画」という。)を策定しました。

組合計画における一般廃棄物等の処理の目標数値は、東部知多衛生組合が平成 31 年 3 月までを工期として建設を進めているごみ処理施設(以下「新ごみ処理施設」という。)の処理能力を 200t/日とした根拠になっています。

組合計画では、2 市 2 町の事業系家庭系排出量合計を平成 26 年度の 71,583t を平成 35 年度には 69,577t と、2.8%減少する目標としています。

このうち、家庭系ごみの総排出量では、平成 26 年度の 58,501t を平成 35 年度には 59,857t と 2.3%の増加に抑える目標にしています。

したがって、「① 2 市 2 町の家庭系ごみ量の推移」のとおり、平成 22 年度と平成 26 年度を比較した場合、人口が増加したにもかかわらず、家庭系ごみは 2.9%の減となっていることから、今後も同じように推移すると仮定すれば、平成 35 年度においても組合計画の目標値を達成するものと考えられます。

【表 2】 組合計画における目標値

指 標		平成 26 年度	平成 35 年度	
排 出 量	事業系 総排出量	13,082t	9,720t	-25.7%
	1 事業所当たりの排出量	1.57t/事業所	1.18t/事業所	-24.8%
	家庭系 総排出量	58,501t	59,857t	2.3%
	1 人当たりの排出量	190 kg/人	186 kg/人	-2.1%
	事業系家庭系排出量合計	71,583t	69,577t	-2.8%

出典：東部知多地域循環型社会形成推進地域計画(第 2 期)



### ③ 家庭系ごみの1人1日当たりの量

家庭系ごみの1人1日当たりの量は、表1で見たとおりで、平成22年度の715g/人・日が平成26年度は681g/人・日と4.8%減少しており、ごみの減量化が着実に進んでいるように見えます。

しかしながら、2市2町の平成26年度の家庭系ごみの1人1日当たりの量を愛知県内の市町村と比較したところ、表3のとおり2市2町のうち一番良い豊明市ですら54市町村中27位と高い数字ではなく、どちらかと言うと2市2町は他市町村に比べ減量化が進んでいないことがわかります。

愛知県全体の634g/人・日と比較しても、2市2町ともに多い数字となっており、今後更に減量化の必要があると言えます。

【表3】 愛知県内市町村の家庭系ごみの1人1日当たりの量（平成26年度）

（単位：g/人・日）

順位	組合名	市町村名	1人1日当たりの量	順位	組合名	市町村名	1人1日当たりの量
1	蒲郡幸田	幸田町	481	28	尾張東部	瀬戸市	662
2	江南丹羽	扶桑町	538	29	刈谷知立	刈谷市	662
3	江南丹羽	江南市	567	30	東部知多	東浦町	667
4		名古屋市	576	31	尾三	みよし市	668
5	小牧岩倉	岩倉市	578	32	海部	蟹江町	670
6	小牧岩倉	小牧市	583	33	常滑武豊	常滑市	672
7	海部	大治町	590	34		春日井市	673
8		犬山市	597	35		一宮市	684
9	尾張東部	尾張旭市	598	36		豊橋市	691
10	西知多	東海市	599	37	東部知多	大府市	693
11	尾張東部	長久手市	600	38		新城市	694
12	海部	津島市	605	39	衣浦	碧南市	696
13		清須市	611	40	北名古屋	北名古屋市	702
14	衣浦	高浜市	611	41	北名古屋	豊山町	703
15	海部	愛西市	614	42	西知多	知多市	705
16	海部	弥富市	615	43		西尾市	711
17	北設	豊根村	615	44	蒲郡幸田	蒲郡市	715
18	刈谷知立	知立市	621	45	東部知多	阿久比町	720
19	海部	あま市	624	46		半田市	729
20	尾三	日進市	625	47		豊川市	753
21	豊田	豊田市	631	48	北設	設楽町	754
22		稲沢市	635	49	北設	東栄町	759
23		安城市	641	50	知多南部	美浜町	774
24		岡崎市	643	51	常滑武豊	武豊町	779
25	江南丹羽	大口町	643	52		田原市	788
26	尾三	東郷町	646	53	知多南部	南知多町	808
27	東部知多	豊明市	658	54	海部	飛島村	1,050
市町村名がゴシック文字：ごみ有料化団体				愛知県合計		634	

出典：平成26年度一般廃棄物処理事業実態調査（愛知県）

また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 5 条の 2 第 1 項の規定に基づく、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（平成 28 年 1 月環境省告示第 7 号）では、「一般廃棄物の減量化の目標量」として、「平成 32 年度において、1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量を 500g とする。」と記述されています。

この 500g/人・日は、環境省が平成 25 年 5 月に策定した「第 3 次循環型社会形成推進基本計画」において取組指標の 1 つに掲げられている数値目標を踏まえたもので、集団回収量、資源ごみ等を除いた数字なので、表 1 の数値と比較することはできません。そこで、集団回収量と資源ごみ量を除いて算出されている愛知県の「一般廃棄物処理事業実態調査」の「処理しなければならない生活系ごみの 1 人 1 日当たりの量」と比較しました。

「処理しなければならない生活系ごみの 1 人 1 日当たりの量」は表 4 のとおりで、豊明市は 500g 以下であるものの、大府市、東浦町及び阿久比町は 500g を超えています。

【表 4】 処理しなければならない生活系ごみの 1 人 1 日当たりの量（平成 26 年度）

大府市	豊明市	東浦町	阿久比町
528g/人・日	495 g/人・日	524 g/人・日	568 g/人・日

出典：平成 26 年度一般廃棄物処理事業実態調査（愛知県）

#### ④ 2市2町の家庭系ごみの課題

◎家庭系ごみの減量化、特に可燃ごみの減量化に注力する必要がある。

- ・可燃ごみの量は、平成 22 年度と平成 26 年度を比較した場合、2.0%増加している。
- ・家庭系ごみの 1 人 1 日当たりの量は、平成 22 年度の 715 g/人・日に対し平成 26 年度は 681 g/人・日と 4.8%減少しているが、愛知県内の市町村と比較すると多く、愛知県合計の 634g/人・日と比較しても多い。これらのことから、今後更に、家庭系ごみの減量化を図る必要があると言えます。

特に、可燃ごみの減量化に注力する必要があります。



## (2) ごみ処理費用の現状と課題

ごみ処理にどのくらいの経費が掛かっているのか大府市と東浦町ではそれぞれ独自の計算式を用いて算出しているため、単純に比較することはできません。

そこで、2市2町のごみ処理経費を同一の計算式を用いて比較することとしました。ごみ処理経費を算出するには、大府市と東浦町で算出方法が異なるようにどこまでの経費を含めるかでいくつかの算出方法が考えられますし、環境省からは一般廃棄物会計基準も示されていますが、簡便な手法を用いることとしました。

各市町のごみ収集運搬経費と東部知多衛生組合負担金のうちごみにかかる負担金の合計額をごみ処理経費として、各市町が1 tのごみを処理するのに掛けている経費を算出し、比較しました。

その結果、1 t 当たりのごみ処理経費は東浦町が 21,397.5 円/t で一番低く、阿久比町が 28,950.9 円/t で一番高いことがわかりました。

東部知多衛生組合負担金は、東部知多衛生組規約第 13 条により、経常的経費は各市町のごみ処理量に、投資的経費は各市町の住民基本台帳人口により負担することとなっているので、当該負担金による差はないと言えます。

つまり、各市町の 1 t 当たりのごみ処理経費の差は、各市町のごみ収集運搬経費の差が反映されます。

家庭系ごみは、直接搬入されるごみを除いてその処理費用の全額を住民税で賄っています。家庭系ごみは減少傾向にあるものの、ごみステーションの状況などからも住民一人一人の努力には差があります。

住民にとって、ごみの排出量に応じた費用負担ではなく、全て住民税で賄っていることは、環境に配慮してごみ減量化に努力している住民に不公平感が生じ、努力している住民の意欲を削ぐリスクを含んでいると言えます。そのため、受益者負担の考え方を取り入れ、負担の公平を図ることを検討する必要があります。

また、市町村に対する行政需要は扶助費を中心に年々増大しており、2市2町の財政状況の厳しさは増大しつつあります。そのため、各市町ともそれぞれの手法で行財政改革を進めているところですが、ごみ処理経費についても、例外とすることなく、全て住民税で賄うことが適切なのかを検討する時期に来ていると言えます。

東部知多衛生組規約（昭和 58 年 8 月 4 日規約第 1 号）

第 4 章 組合の経費

（経費の支弁方法）

第 13 条 組合の経費は、補助金、負担金その他の収入をもって支弁する。

2 し尿処理施設及びごみ処理施設に係る経常的経費は、組合が取り扱ったし尿及びごみの処理量に応じて組合市町が負担する。

3 略

4 し尿処理施設及びごみ処理施設に係る投資的経費は、その経費の発生した前年度の 10 月 1 日現在の住民基本台帳人口の割合に応じてそれぞれ組合市町が負担する。ただし、その償還金の毎年の返済の負担割合は、当該経費の負担割合の根拠となった負担率とする。

5 略



【表 5】 ごみ収集運搬経費及び東部知多衛生組合負担金(ごみ)決算額の推移

単位：千円

年度		23	24	25	26	27	平均
大府市	収集運搬経費	210,000	210,000	210,053	216,054	221,616	213,545
	負担金	245,694	246,218	267,208	319,408	254,862	266,678
	合計	455,694	456,218	477,261	535,462	476,478	480,223
豊明市	収集運搬経費	141,762	151,141	151,613	153,640	148,935	149,418
	負担金	191,925	188,411	202,310	240,707	189,913	202,653
	合計	333,687	339,552	353,923	394,347	338,848	352,071
東浦町	収集運搬経費	95,273	95,426	94,864	97,702	103,071	97,267
	負担金	147,854	146,420	156,669	185,631	148,335	156,982
	合計	243,127	241,846	251,533	283,333	251,406	254,249
阿久比町	収集運搬経費	107,630	106,843	107,126	115,687	115,428	110,543
	負担金	80,614	82,073	88,715	105,559	86,065	88,605
	合計	188,244	188,916	195,841	221,246	201,493	199,148

負担金の出典：平成 27 年度主要施策の成果並びに予算執行の実績報告書（東部知多衛生組合）

【表 6】 東部知多衛生組合へのごみ搬入量の推移

単位：t

年度		23	24	25	26	27	平均
大府市	家庭系ごみ	17,073.13	17,101.04	17,288.90	17,317.59	17,637.56	17,283.64
	事業系ごみ	4,415.22	4,338.87	4,602.76	5,012.22	4,623.30	4,598.47
	合計	21,488.35	21,439.91	21,891.66	22,329.81	22,260.86	21,882.12
豊明市	家庭系ごみ	12,417.11	12,533.02	12,339.18	12,375.79	12,586.47	12,450.31
	事業系ごみ	2,991.89	3,006.68	3,051.09	3,277.87	3,020.41	3,069.59
	合計	15,409.00	15,539.70	15,390.27	15,653.66	15,606.88	15,519.90
東浦町	家庭系ごみ	9,727.03	9,809.33	9,721.83	9,625.48	9,699.11	9,716.56
	事業系ごみ	2,201.26	2,201.34	2,195.21	2,062.34	2,168.05	2,165.64
	合計	11,928.29	12,010.67	11,917.04	11,687.82	11,867.16	11,882.20
阿久比町	家庭系ごみ	5,462.54	5,541.80	5,615.49	5,649.86	5,715.12	5,596.96
	事業系ごみ	1,272.08	1,286.52	1,343.94	1,305.78	1,200.91	1,281.85
	合計	6,734.62	6,828.32	6,959.43	6,955.64	6,916.03	6,878.81

出典：平成 27 年度主要施策の成果並びに予算執行の実績報告書（東部知多衛生組合）

【表 7】 2市2町のごみ処理経費の比較

	大府市	豊明市	東浦町	阿久比町	合計
ごみ処理経費総額（千円）	480,223	352,071	254,249	199,148	1,285,691
ごみ搬入量（t）	21,882.12	15,519.90	11,882.20	6,878.81	56,163.03
1 t 当たりのごみ処理経費（円/t）	21,945.9	22,685.1	21,397.5	28,950.9	22,892.12

※ごみ処理経費総額、ごみ搬入量ともに平成 23 年度から 27 年度までの平均値



## 2 ごみ減量化施策

### (1) ごみ減量化施策の現状と課題

2市2町ではごみ減量化を目的に表8のとおり、様々な施策を講じています。一定の成果は出ていますが、その成果は十分とは言えないため、更にごみ減量化の取組に力を入れていく必要があります。

特に表1で見たように、家庭系ごみのうち可燃ごみの減量化に力を入れて取り組んでいく必要があります。

【表8】 2市2町のごみ減量化施策

施策	大府市	豊明市	東浦町	阿久比町
環境基本条例	環境基本条例	環境基本条例	環境を守る基本条例	
表彰制度	環境美化表彰	環境保全表彰		
資源説明会・出前講座	○	○	○	○
環境学習(小学校4年生)	○	○	○	○
ごみ袋等へのごみ処理経費の記載	○		○	
環境の専門員(嘱託職員)	環境美化専門員			生活環境保全専門員
環境美化推進員(非常勤特別職)	環境美化推進員			
アダプトプログラム	○	○	○	
ぼかし・アスパ	○	○	○	○
生ごみ堆肥化容器助成	○	○	○	○
資源回収報償金等	○	○	○	○
ごみ組成調査	○	○		○
不用品登録制度		○		○
粗大ごみ処理の有料化		○	○	
剪定枝粉碎機の貸出し			○	
自転車・ベビーカーのリユース化			○	

## (2) 今後のごみ減量化施策

表3のとおり家庭系ごみの1人1日当たりの量の上位には、幸田町、扶桑町、江南市、名古屋市、岩倉市、小牧市などの市町が名を連ねています。この6市町のうちごみ有料化を実施しているのは、幸田町のみで他の5市町は実施していません。

つまり、2市2町においても、ごみ有料化以外の施策で更にごみの減量化を図ることができる可能性があると言えます。

今後、先進市町村の施策を研究し、住民の自主的な3Rの行動が進むよう、それぞれの市町村の状況に合った施策を講じていく必要があります。

各市町において、その実情に応じてごみ減量化施策を進める際の参考として、ごみ減量化施策の参考例を次のとおり掲げます。

### ごみ減量化施策の参考例

#### ① ごみ減量化等推進員制度

住民に対して、適切にごみの排出方法やごみと資源の分別方法などの指導や啓発を行う役割を担う制度です。

#### ② 多世代への意識啓発、情報提供、環境教育の推進

ごみの減量化を推進するには、大人だけでなく次世代を担う子ども達にもごみ問題に対して関心をもってもらうことが必要です。

多世代への分かりやすい啓発に配慮するほか、子ども達に対しては小中学校と連携して環境教育として実施するものです。

#### ③ 資源回収の機会拡充

資源化率を上げるために、資源回収の機会を拡充するなどの方策を講じるものです。

#### ④ 資源回収品目の拡大

可燃ごみ及び不燃ごみの中に本来資源として排出されるべきごみが一定量混入していることから、更に分別を徹底されるよう啓発するほか、現在は資源ごみとして回収していないごみの中でも資源化が可能な品目はないかを検討し、資源回収品目の拡大を行うものです。

#### ⑤ 生ごみと草木類の減量と資源化

家庭系ごみの中には、生ごみや草木類が含まれていますが、水切りや乾燥後の排出を実施することにより、ごみの減量化につながることを啓発するものです。

また、生ごみにより発電を行うバイオガス発電施設を活用するなど、生ごみの再資源化を進めるものです。

また、「第3次循環型社会形成推進基本計画（環境省）」には「地域における廃棄物の発生抑制を進めるための方策として、ごみ処理の有料化は有効」との記述が、「愛知県廃棄物処理計画（平成24年度～28年度）」には市町村の主な具



体的行動として「ごみ処理の有料化など、経済的手法を活用した排出抑制の導入について検討を進める」との記述があることや、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 5 条の 2 第 1 項の規定に基づく、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（平成 28 年 1 月環境省告示第 7 号）には「地方公共団体の役割」として、「経済的インセンティブを活用した一般廃棄物の排出抑制や再使用、再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革を進めるため、一般廃棄物処理の有料化の更なる推進を図るべきである。」との記述を踏まえると、2 市 2 町においてもごみ有料化の研究を進める必要があります。

## 環境省告示第7号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第5条の2第1項の規定に基づき、廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（平成13年5月環境省告示第34号）の全部を次のように変更したので、同条第4項の規定に基づき公表する。

平成28年1月21日

環境大臣 大塚珠代

廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針

- 一 廃棄物の減量その他その適正な処理の基本的な方向 略
- 二 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する目標の設定に関する事項
  - 1 略
  - 2 廃棄物の減量化の目標量  
廃棄物の減量化の目標量については、第3次循環型社会形成推進基本計画に掲げられた目標等を踏まえ、当面、平成32年度を目標年度として進めていくものとする。  
なお、この目標量については、その達成状況や社会経済情勢の変化等を踏まえて、適宜見直しを実施するものとする。
    - (1) 一般廃棄物の減量化の目標量  
一般廃棄物については、現状（平成24年度）に対し、平成32年度において、排出量を約12%削減し、排出量に対する再生利用量の割合を約21%から約27%に増加させるとともに、最終処分量を約14%削減する。  
また、平成32年度において、1人1日当たりの家庭系ごみ排出量を500グラムとする。
    - (2) 略
    - (3) 略
- 三 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策を推進するための基本的事項
  - 1 施策の基本的枠組み 略
  - 2 国民、事業者、地方公共団体及び国の役割
    - (1) 国民の役割 略
    - (2) 事業者の役割 略
    - (3) 地方公共団体の役割  
市町村は、その区域内における一般廃棄物の排出状況を適切に把握した上で、その排出抑制に関し、適切に普及啓発や情報提供、環境教育等を行うことにより住民の自主的な取組を促進するとともに、分別収集の推進及び一般廃棄物の再生利用により、一般廃棄物の適正な循環的利用に努めるものとし、その上で、処分しなければならない一般廃棄物について、適正な中間処理及び最終処分を確保するものとする。  
略  
また、一般廃棄物の処理に関する事業に係るコストの分析及び情報提供を行い、分析の結果を様々な角度から検討するほか、必要に応じてPFI（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第2条第2項に規定する特定事業をいう。）の活用を行うことにより、社会経済的に効率的な事業となるよう努めるものとする。さらに経済的インセンティブを活用した一般廃棄物の排出抑制や再使用、再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革を進めるため、一般廃棄物処理の有料化の更なる推進を図るべきである。

略



### 3 家庭系ごみ有料化の基本的事項

#### (1) ごみ有料化とは

「一般廃棄物処理有料化の手引き（平成 25 年 4 月）環境省」によると、『有料化』とは、市町村が一般廃棄物処理についての手数料を徴収する行為を指します。このため、例えば、手数料を上乗せせずに販売される一定の規格を有するごみ袋（指定袋）の使用を排出者に依頼する場合については、『有料化』に該当しない。」と定義されています。

東部知多衛生組合構成市町ごみ減量化会議（以下「ごみ減量化会議」という。）も、この定義に則って、研究を行いました。

#### (2) 家庭系ごみの有料化の目的

ごみ減量化会議において、ごみ有料化の目的を次の 3 つに整理しました。

- ・ 家庭系ごみの減量化
- ・ 住民負担の公平性の確保
- ・ 財政負担の軽減

##### ① 家庭系ごみの減量化

「第 3 次循環型社会形成推進基本計画（環境省）」に「地域における廃棄物の発生抑制を進めるための方策として、ごみ処理の有料化は有効」との記述があるなど、家庭系ごみの有料化は住民に対してごみ減量化のインセンティブが期待できます。

##### ② 住民負担の公平性の確保

家庭系ごみは、2 市 2 町とも直接搬入されるごみを除いて、その収集運搬処理に掛かる経費の全額を住民税で賄うことにより、無料で行っています。

排出量に応じた費用負担ではないために、環境に配慮してごみ減量化に努力している住民に不公平感が生じ、努力している住民の意欲を削ぐリスクを含んでいるとも言えます。

家庭系ごみの有料化は、住民負担の公平性の確保に一定の効果が期待できます。

##### ③ 財政負担の軽減

2 市 2 町ともに行財政改革を進めているところであり、ごみ処理経費についても、全て住民税で賄うことが適切なのかを検討する時期に来ていると言えます。家庭系ごみの有料化は、2 市 2 町の財政負担の軽減につながることが期待できます。

### (3) ごみの有料化の導入状況

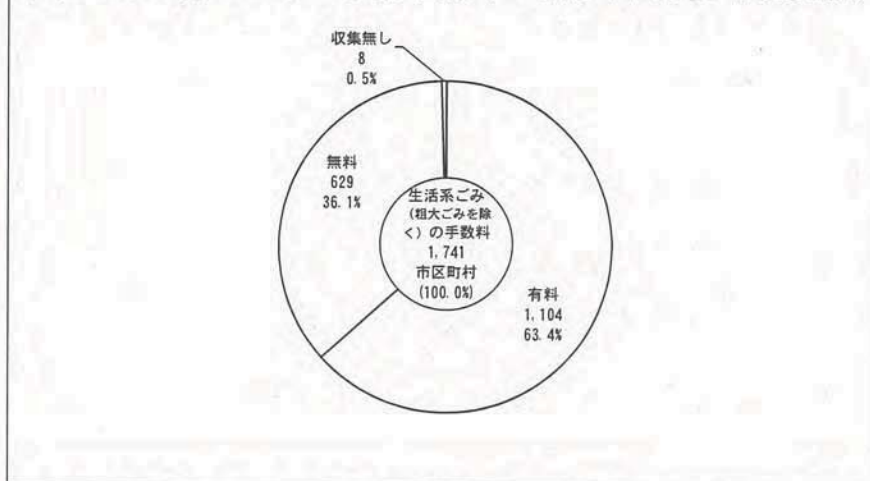
全国の市区町村におけるごみの有料化の導入状況を見ると、粗大ごみを除く生活系ごみに手数料を課しているのは、平成 26 年度実績で 1,741 市区町村のうち 1,104 市区町村（63.4%）でした。

生活系ごみのうち、可燃ごみ、不燃ごみの別に見ると、可燃ごみでは 1,047 市区町村（60.1%）、不燃ごみでは 809 市区町村（46.5%）が手数料を課しています。

【表 9】 全国市区町村のごみ有料化の状況（平成 26 年度実績）

排出形態	有料化されているごみ	資源ごみ																		（市区町村数）			
		混合ごみ	可燃ごみ	不燃ごみ	紙類（紙パック、紙製容器包装を除く）	紙パック	紙製容器包装	金属類	ガラス類	ペットボトル	白色トレイ	容器包装プラスチック（白色トレイを除く）	プラスチック類（白色トレイ、容器包装プラスチックを除く）	布類	生ごみ	廃食用油	剪定枝	小型家電	その他	その他	前記のいずれかが有料	粗大ごみ	粗大ごみを含めていずれかが有料
生活系ごみ（収集ごみ）	有料	40	1,047	809	102	82	102	362	339	332	244	286	124	92	109	16	42	81	68	127	1,104	1,083	1,378
	無料	23	637	808	1,381	1,323	1,077	1,288	1,331	1,373	1,018	841	264	842	138	494	154	608	476	634	629	381	355
	収集無し	1,678	57	124	258	336	562	91	71	36	479	614	1,353	807	1,494	1,231	1,545	1,052	1,197	980	8	277	8
事業系ごみ（収集ごみ）	有料	58	1,425	1,081	504	418	383	704	709	637	412	370	163	250	176	64	107	109	165	251	1,473	820	1,478
	無料	4	47	71	306	273	221	238	245	272	169	137	52	108	40	83	15	65	69	80	50	40	46
	収集無し	1,679	269	589	931	1,050	1,137	799	787	832	1,160	1,234	1,526	1,383	1,525	1,594	1,619	1,567	1,507	1,410	218	881	217

粗大ごみを除くごみの収集手数料の状況（平成 26 年度実績）



出典：日本の廃棄物処理平成 26 年度版平成 28 年 3 月（環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課）

愛知県内の市町村におけるごみの有料化の導入状況は、平成 28 年 4 月 1 日現在で 54 市町村のうち 18 市町村（33.3%）でした。

なお、知多市も平成 29 年 4 月 1 日からの導入を予定されています。

【表 10】 県内市町村のごみ有料化の状況（平成 28 年 4 月現在）

	団体数	有料化実施団体数	実施率
市	38	13	34.2%
町	14	4	28.6%
村	2	1	50.0%
計	54	18	33.3%

※平成 29 年度より実施予定の知多市は含まず。



#### (4) ごみ有料化を実施した場合の家庭系ごみの量

ごみの有料化を行った場合、どの程度のごみ減量効果があるかには、さまざまなデータがありますが、「一般廃棄物処理有料化の手引き」(平成 25 年 4 月環境省)によれば、「平成 17 年度～19 年度に家庭系一般廃棄物の有料化を実施した自治体のうち、可燃ごみを対象に袋による単純比例制を導入している自治体 54 件を対象に、可燃ごみの有料化前年と有料化実施 2 年後(有料化 3 年目)の、年間の 1 人当たり可燃ごみ収集量をグラフ化したところ、54 件中 47 件で 1 人当たりの収集量が減少しており、54 件の平均値は、有料化実施前が 0.20 t/人であるのに対して、有料化 3 年目は 0.16 t/人であった。」(参考資料(1))となっています。

そして、「料金水準が高くなるほど、排出抑制効果も高くなる傾向が見られた。」としています。

したがって、2 市 2 町が家庭系ごみの有料化を実施する場合にどの程度の料金に設定するかによって、減量効果は変動しますが、有料化を実施している市町村(以下「既有料化団体」という。)の標準的な料金と同等の料金に設定にする場合は、有料化実施 2 年後で 20%の減量効果が期待できます。

平成 26 年度実績を基に有料化 2 年後の家庭系ごみの量を推計すると表 11 のとおりとなります。

【表 11】 有料化した場合の家庭系ごみの量の推計

前提：表 1 の平成 26 年度の家庭系ごみ量を基に、可燃ごみのみ有料化した場合と可燃ごみ及び不燃ごみを有料化した場合の有料化 2 年後(20% 減として推計) の家庭系ごみ量を推計しました。

大府市	単位	平成 26 年度実績	可燃ごみのみ有料化した場合	可燃ごみ及び不燃ごみを有料化した場合
生活系収集ごみ量の総計	t/年	22,516	19,390	19,253
人口	人	88,971	88,971	88,971
収集ごみ量のうち可燃ごみ	t/年	15,632	12,506	12,506
収集ごみ量のうち不燃ごみ	t/年	686	686	549
1 人 1 日当たりの量	g/人・日	693	597	593



## 参 考 資 料

### (1) 手数料の料金水準と排出抑制効果

(出典：一般廃棄物処理有料化の手引き(平成 25 年4月)環境省)

## (1) 手数料の料金水準と排出抑制効果

(出典：一般廃棄物処理有料化の手引き(平成 25 年4月)環境省)

平成 17 年度～19 年度に家庭系一般廃棄物の有料化を実施した自治体のうち、可燃ごみを対象に袋による単純比例制を導入している自治体 54 件を対象に、可燃ごみの有料化前年と有料化実施 2 年後(有料化 3 年目)の、年間の一人当たり可燃ごみ収集量を示した結果を図 3-2-4 に示す。54 件中 47 件で一人当たりの収集量が減少しており、54 件の平均値は、有料化実施前が 0.20 t/人であるのに対して、有料化 3 年目は 0.16 t/人であった。

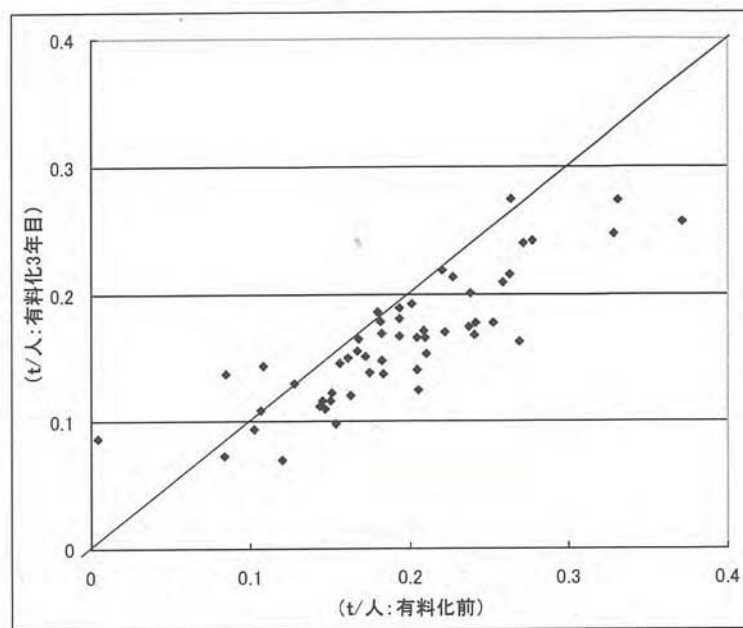


図 3-2-4 家庭系可燃ごみの有料化前後の一人当たり可燃ごみ収集量変化 (n=54)

家庭系一般廃棄物の有料化を導入している市町村について、可燃ごみを排出する際の手数料の料金水準と平均排出抑制率(各手数料水準区分に該当する市町村の排出抑制率の平均)との関係を図 3-2-5 に示す。平均排出抑制率から考察すると、料金水準が高くなるほど、排出抑制効果も高くなる傾向が見られた。

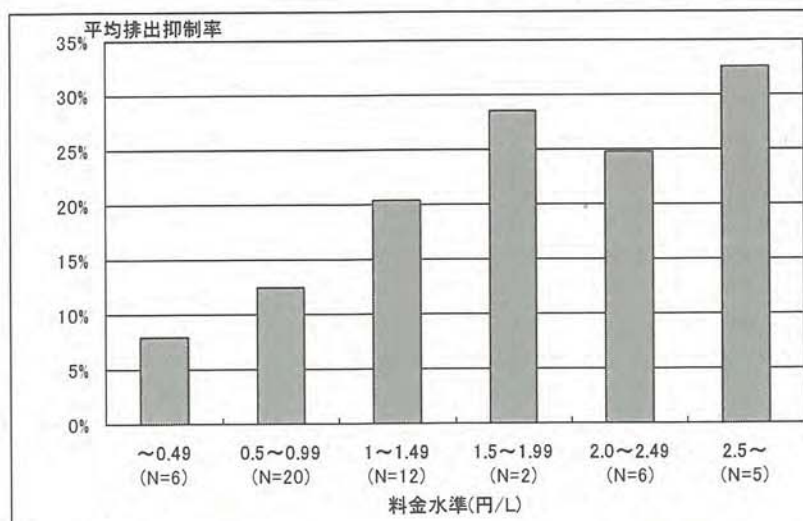


図 3-2-5 可燃ごみの料金水準と平均排出抑制率